

入居にあたっての主な注意事項

1 入居決定者の手続きについて

- (1) 入居決定日から 15 日以内に、住宅入居請書を提出してください。
- (2) 敷金（90,000 円）を納めてください。
- (3) 本町の住民票を取得してください。
- (4) 上記手続き後に入居可能日を通知しますので、入居可能日から 15 日以内に入居してください。

2 家賃について

基本家賃	共益費	子（18歳まで）の数による減額		
		1人	2人	3人以上
30,000 円	3,000 円	▲5,000 円	▲10,000 円	▲15,000 円

3 入居者の保管義務について

- (1) この住宅を他人に貸し、入居の権利を譲渡し、又は無断で他の者を同居させてはいけません。
- (2) この住宅を店舗、事務所その他住宅以外の用途に使用してはいけません。
- (3) この住宅を許可なく構造上の模様替え、又は増築はしてはいけません。
- (4) 周辺環境を乱し、又は他の入居者に迷惑を及ぼす行為をしてはいけません。
- (5) この住宅において、犬・猫・ハトなどの動物を飼育してはいけません。
- (6) ふすま・壁クロスの張替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕については、入居者の負担となります。

4 各種申請・届出について

- (1) 世帯の人数に変更が生じた場合には、14 日以内に届出が必要となります。
- (2) 連帯保証人を変更する場合には申請が必要となります。

5 住宅の明渡しについて

- (1) 住宅を明け渡すときは、退去予定日の 10 日前までに、届出が必要となります。
- (2) 次のいずれかに該当した場合には、速やかに住宅を明け渡していただくこととなります。
 - ① すべての子が 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日になったとき。
 - ② 入居時に中学生以下の子のない家庭で、夫婦いずれも 40 歳に達した日の月末になったとき。
 - ③ 家賃を 3 月以上滞納したとき。
 - ④ 南部町地域活性化住宅条例又はこれに基づく町長の指示命令に違反したとき。